

平成18年度第2回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成19年3月26日（月）

新宿区環境土木部道とみどりの課

# 平成18年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成19年3月26日(月)

午前10時～12時

本庁舎6階 第二委員会室

- 1 開 会
- 2 審 議
  - (1) 保護樹木等の指定について
  - (2) みどりの基本計画の改定について
- 3 報 告
- 4 連絡事項など
- 5 閉 会

## ○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会(第8期)委員名簿
- 2 保護樹木等の指定について
- 3 みどりの基本計画 改定スケジュール(案)
- 4 みどりの基本計画 アクションプログラムの検証
- 5 みどりの基本計画 課題の抽出
- 6 みどりの基本計画 目標等の改定

参考 みどりの推進審議会委員からのご意見・ご要望

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則(抜粋)・新宿区みどりの基金条例

参考 新宿区みどりの基本計画(回収資料)

参考 新宿区みどりの実態調査報告書(第6次)(回収資料)

参考 基本構想 基本計画・都市マスタープラン答申(回収資料)

出席委員 12名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	岸 田 省 吾	委 員	吉 川 信 一

委員 大室新吉

委員 北村幸夫

委員 近藤惠美子

委員 高橋良孝

委員 秋山文子

委員 小林辰男

委員 阿部善三郎

委員 土屋正

◎開会

**道とみどりの課長** それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成18年度第2回の新宿区みどりの推進審議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、年度末の何かと御多忙中のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私、本日、事務局並びに司会を務めさせていただきます道とみどりの課長の柏木と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日は傍聴を希望される方がお三方いらしてございます。みどりの推進審議会は、みどりの条例施行規則第31条第4項におきまして、会議は公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは非公開とすることができるとございます。事務局といたしましては本日の審議内容から、公開しても支障がないと考えてございますので、公開をさせていただきたいと思っております。委員の皆様の御了承をお願いいたします。

あと、会議の進行に当たりまして、委員の皆様にご覧いただけます。本日のこちらの会議室は13時より次の会議が予定されてございますので、その準備の関係で12時までにあけていただきたいということでございますので、また、学識委員の方の中からも、この後すぐに卒業式に出席する予定があるというような方もいらっしゃるかと伺ってございます。会議の運営に皆様の特段の御協力をお願い申し上げます。

あと、マイクの使用法について御説明をいたします。発言の際にはお手元のマイクのついている機械がございませぬけれども、4番を押して発言をお願いいたします。終わりましたら5番を押していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

**熊谷会長** では、これより平成18年度第2回の新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

まず、最初に事務局より本日の出席状況についてお願いをいたします。

**道とみどりの課長** それでは、本日の委員の出席状況につきまして御報告をいたします。本日は、進士委員、藤田委員、立花委員の3名の委員より欠席の届けをちょうだいしてございます。また、近藤委員がまだお見えになっていらっしゃいませんけれども、間もなくお見えになるのかなと思っております。そのため、本日は15名中現在11名の出席でございますので、審議会は成立しているということをお報告申し上げます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、皆様のお手元にごございます資料につきまして御説明をいたします。お手元に配付いたしました資料を御確認いただきたいと存じます。

まず、資料－１、新宿区みどりの推進審議会第８期の委員の名簿でございます。続きまして、資料の第２でございますけれども、保護樹木等の指定についてという資料がございます。資料－３といたしまして、みどりの基本計画 改定スケジュール（案）でございます。資料－４、みどりの基本計画 アクションプログラムの検証という資料がございます。資料－５、みどりの基本計画 課題の抽出、資料－６、みどりの基本計画 目標等の改定。

あと、参考といたしまして、みどりの推進審議会委員の皆様からのご意見・ご要望、新宿区みどりの条例並びに同施行規則、これは抜粋でございます。また新宿区みどりの基金条例について、資料を参考にお配りしてございます。また、新宿区みどりの基本計画、新宿区みどりの実態調査報告（第６次）、こちら、みどりの基本計画並びにみどりの実態調査報告につきましては、申しわけございません、会議終了後、また回収をさせていただければと思っております。あと最後でございますけれども、基本構想 基本計画・都市マスタープランの答申でございます。こちらにつきましても申しわけございませんが、会議終了後、回収をさせていただければと思っております。

資料の不足及び名簿の指名等の御確認をお願いいたします。

**熊谷会長** いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

---

### ◎保護樹木等の指定について

**熊谷会長** それでは、審議に移らせていただきます。

審議事項は、保護樹木等の指定についてとみどりの基本計画の改定についてでございます。

では、まず最初に保護樹木等の指定について、事務局より説明をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、保護樹木等の指定について、資料－２に基づきまして御説明をいたします。担当の職員より映像を交えて御説明をさせていただきます。申しわけございません、室内、明かりを暗くさせていただきましたけれども、よろしくをお願いいたします。

**事務局** それでは、説明をさせていただきます。担当の飯岡と申します。よろしく申し上げます。

今回は、前回12月から余り時間が経過しておりませんので、資料－２にまとめてございますが、保護樹木の指定が２件のみでございます。それでは順番にまいります。

まず、1件目ですが、高田馬場四丁目のシイノキです。こちらにつきましては追加指定でございます。既存の4本がもう既に指定になっておりまして、今回、こちらの手前側に見えております木について追加で指定をお願いしたいということで、条件は一応クリアしておりますので指定したいと思っております。

2番目でございます。こちらは上落合一丁目のケヤキでございます。こちらも追加指定でございます。平成14年に6本指定いたしました。そのとき、中に1本、幹回りが1メートル20にちょっと足りなかったケヤキがございまして、それについて4年経過したということで、条件を満たしてきたということで追加いたします。

今回は指定解除についてはございません。

以上でございます。

**道とみどりの課長** 補足をさせていただきます。本日、御説明をいたしました保護樹木を御承認いただきますと、前回の審議会の際に御報告をいたしました数量と比べまして、保護樹木の総数が2本多くなりまして1,014本になります。

照明の方をちょっと明るくお願いいたします。

**熊谷会長** なお、今、事務局より説明がございましたけれども、ここで御質問や御意見があればお受けしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

どうぞ、お願いいたします。

**小林委員** 小林でございます。

今、説明をいただいたわけでありましてけれども、シイノキのスライドを見ると非常に電線等が絡まっているような感じを受けました。危険だなと、こういう感じがしたわけでありまして。よくここまでほっておいたなということもあるんですけども、そこでお聞きしたいのは重点的に2つ教えてくれませんか。指定する場合の非常に最優先する項目というのを2つ、1つ何々、2つ何々と、こんな感じで教えていただければと思います。

**熊谷会長** 事務局、お願いいたします。

**道とみどりの課長** まず、第一に考えてございますのが樹勢でございます。木の勢いということですけども、そちらが健全かどうかということですね。これを保護樹木に指定して、その後も良好な状態で保たれていくのかどうかということが一番でございます。あと、2点目ということになりますと、規定でございますけれども、樹木の大きさということになりますでしょうか。そういったことを中心に指定するものでございます。

**熊谷会長** 小林委員。

**小林委員** そうすると、やはり私が考えるのに、みどり率を上げるということを踏まえると、木の種類にもよって違うものがあると思うんです。落葉樹、それから常緑樹と、こういうように。その辺のこともやはりこれからは考えていく必要があるのかなというような感じがいたしました。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

よろしいですか、特に。

**道とみどりの課長** 私どもも、いわゆるみどり率というのが非常にまた重要だというふうに考えてございますので、今、ちょうだいいたしました意見も参考に、今後の保護樹木の指定に対応していきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

**熊谷会長** あと、最初にちょっと御質問のあった電線との関係について、これは写真の写り方にもよるんでしょうけれども、何かコメントはありますでしょうかね。

**事務局** 事務局の小菅と申します。よろしく願いいたします。

今、新宿区でこういった大きな木が残っているケースといたしましては、敷地の真ん中にどんと残っているというのは極めてまれなケースです。多くの場合はこういった敷地の際に残されたというか、そういう木が大きな木としては多くなってございます。そうなりますと、今回のこういったケースのように電線ですとか、あるいはお隣の建物の壁に近くなるという問題が生じてまいります。

私どもといたしましては、樹木に関しましての安全性というものを非常に配慮してございます。つまり台風ですとか、そういった風の強いときに木が揺れることによって電線に支障を与えて、それが人命ですとか財産に影響を与えるということを非常に危惧してございます。今回、この樹木の事例で御説明いたしますと確かに電線に近い。これについては、なるほど問題はございますけれども、所有者の方にはそういった事故の危険性があるということを十分御説明した上で、維持管理の方をしっかりとお願いしたいということをお願い申し上げます。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ほかに御質問なり、御意見はございますでしょうか。

**岸田委員** よろしいでしょうか。

**熊谷会長** どうぞ。

**岸田委員** 今回の電線の話で思ったんですが、そもそもみどりと電線とどっちが偉いかというもんじゃないかもしれないんですが、やっぱり電線の方に遠慮していただくということも、発想としてはあると思うんですね。事故の危険があるから維持をきちんとしてくださいと所有者に言うと同時に、やっぱり電力会社の方にも電線はここだけの問題じゃないんですけれども、地中化するなり何かするなり、やっぱり景観の問題もあるし、電力会社にも何か言う必要はあるんじゃないでしょうかね、区として。

**熊谷会長** いかがでしょうか。

**道とみどりの課長** 電力会社並びにNTT等の通信事業者でございますけれども、私どもはみどりを大事にするということを常々言っておりますので、それぞれの電力事業者、電気通信事業者につきましては、こういった場合、単純に樹木の枝を落とすということではなく、極力電線の防護管など、ビニールのカバーする防護管というのがあるんですけれども、そういうようなもので対応できる場合については、そういう対応をお願いしてございます。地中化については現在、歩道のある通りでないとなかなか難しいというような部分もございまして、なかなか進んでございませんけれども、いずれにしても電力会社等々につきましては、こちらの方の考えをお話しして、極力御協力いただくように常々お話しさせていただいているところでございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ほかに何か御意見はございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

今回は前回からまだ審議会が間もないということもありまして、この保護樹木の指定の2件だけで、それ以外の案件についてはないようでございますが、保護樹木の指定については本日の審議の結果、お認めいただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** どうもありがとうございます。

---

#### ◎みどりの基本計画の改定について

**熊谷会長** それでは、次の審議事項でありますみどりの基本計画の改定について、事務局より説明をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、みどりの基本計画の改定について御説明を申し上げます。

現在の新宿区みどりの基本計画は、みどりに関する総合的な計画として、都市緑地保全法

に基づいて平成10年9月に策定したものでございます。今回の策定に当たりましては、改めて改定理由について御説明をいたします。

今回の改定理由は大きくいって3つございます。

1つ目は、現行計画は当面の目標期間を策定後10年間、したがって平成20年9月までということになりますけれども、10年間と定めてございまして、新たな目標を設定する必要があるということが一つの理由でございます。

2つ目は、現在策定中でございます新宿区基本構想、基本計画及び都市マスタープランですとか改正されました都市緑地法、景観法など新たな法令に対応した緑化推進施策を確立する必要があるためでございます。

3つ目は、地球環境問題への意識の高まり、あるいはNPO法人ですとかボランティア活動などの活性化など、みどり行政を取り巻く社会情勢というのは大きく変化してございます。そうした新たな視点に立った施策の立案が求められているということでございます。

改定理由については以上でございます。

先日、本日の審議会の開催に先立ちまして郵送でございますけれども、みどりの資料集でございますとか基本計画、都市マスタープランに関する資料をお届けいたしました。その際に、みどりの基本計画の改定に際しての御意見、御要望をお寄せいただきますようお願いをいたしました。御回答いただきました委員の皆様におかれましては、この場をおかりして御礼を申し上げます。

それでは、本題に移らせていただきます。

初めに、みどりの基本計画の策定スケジュールについて、御審議をいただきたいと思っております。

配付いたしました資料-3のごらんいただけますでしょうか。

前回の審議会におきまして、策定スケジュールについて御説明いたしましたところでございまして、前回に御提示しました案では新たな計画の内容をまるで事務局が策定して、それを審議会で追認するといったような印象を委員の皆様方に与えてしまったということで、大変申しわけございませんでした。今回御提示いたしましたものは、改訂作業が終了するまでに審議会でご審議いただく内容を具体的にお示ししてございます。また、事務局側の検討事項と検討期間を明確にいたしております。

今後、審議会の開催予定時期と審議事項について、御説明をさせていただきますと、本日、御審議いただきます内容は計画策定の進め方、現行計画の検証並びに課題の抽出、計画の理

念及び方針・目標の検討についてでございます。

平成19年度の第1回、現在予定してございますのが平成19年6月ごろ開催を予定してございますけれども、その第1回の審議会では計画の理念・方針・目標の決定、計画の体系及び構成の検討について御審議をお願いしたいと考えてございます。

平成19年度の第2回、19年10月ごろ開催予定でございますけれども、こちらにつきましては、御審議いただく内容の中間報告、計画の体系及び構成の決定、個別施策の検討についてでございます。

平成19年度第3回の審議会、平成20年2月ごろを予定してございますけれども、こちらにつきましては計画の骨子案の検討についてお願いしたいと思っております。

そうしまして最後になりますけれども、平成20年度第1回、これは平成20年6月ごろの開催予定でございますけれども、新しいみどりの基本計画の決定について、御審議を賜りたいと考えてございます。

なお、審議事項につきましては改訂作業の進展の状況などによって変化する可能性があるということも、あわせてお願いを申し上げます。

策定スケジュールについて、事務局からの説明は以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

以上、説明をいたしました策定スケジュールについて、御質問なり御意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特に何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、このスケジュールにつきましては、お認めをいただきたいというふうに思いますので。ありがとうございます。

次に、現行計画の検証と課題の抽出について、事務局より説明をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、現行計画の検証と課題の抽出について、御説明をさせていただきます。資料につきましては、お手元の資料-4並びに資料-5の方をごらんになっていただければと存じます。

新宿区のみどり行政は、みどりの基本計画に基づきましてこの8年間、みどりを守り、ふやし、質を高めるためにさまざまな施策に取り組んでまいりました。前回の審議会におきましても御説明をいたしましたけれども、現行計画の目標である緑被率の1%アップということに関しましては、目標達成が非常に厳しい状況にございます。

ただ、しかしながら、一方的にみどりが減少するものを傍観していたということではなく、

さまざまな施策に私どもとしましても一生懸命取り組み、汗水を流した結果、結果的にはみどりがふえる面積よりも減る面積の方が多かったというのが現実であると考えてございます。そうは申しましても、私たちの取り組みが効率性などについて、反省する点や課題は数多くあるということは認識してございます。これまでの取り組みにつきまして検証して、ここから新たに課題を抽出して、次の基本計画に生かしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

本日は、現行計画の施策の取り組みについて、これからパワーポイントを使用して御説明いたします。後ほど委員の皆様から取り組み方や課題について、御意見をちょうだいしたいと存じます。

お手元の資料－４でございますけれども、これは前回配付させていただきました資料と同じものでございますけれども、前は内容までなかなか御説明できませんでしたので、本日、改めまして御説明をさせていただきます。

それでは、内容について担当より御説明をいたします。

**事務局** それでは、パワーポイントの画像を見ながら、資料－４に沿って御説明させていただきます。

最初に、お手元の資料の１ページ、方針、みどりの質を高めるについて御説明いたします。お願いします。

ここでの施策は生き物と触れ合う環境をつくる。アクションはビオトープを推進する地区の形成及び区民主体のビオトープづくりの推進です。目標は身近な生き物呼び戻すためにビオトープづくりを進め、生き物と共生し、触れ合える都市・新宿を目指すこととしました。ここではまず、おとめ山公園、新宿中央公園、都立戸山公園でのビオトープ推進地区の整備に積極的に取り組みました。

おとめやま公園ビオトープ推進地区の整備では、おとめやま公園を中心とした地域にビオトープ空間の整備を進めました。特におとめやま公園ではサワガニの生息空間の整備やトンボの幼虫などの水生生物のすみかなどをつくりました。また、周辺地域には生き物のえさとなる植物を植えたビオトーププランター等を地域の方々等に125個配布もいたしました。

次をお願いします。

新宿中央公園ビオトープ推進地区の整備におきましては、新宿中央公園の一角に水田や流れなどを新設しまして、公募しました区民と計画から維持管理、運営までビオトープに関することに関しまして、協働で取り組んでまいりました。

次をお願いいたします。

特に、こうした活動の中ではカエルやトンボ、それから野鳥など身近な生き物を呼び戻し、触れ合える空間づくりの活動や運営を行ってきました。こうした活動の課題といたしまして、より多くの区民へのビオトープの普及、あるいは多くの方々がこうした活動に参加をしていただく、こういったことが課題として挙げられております。

次をお願いします。

神田川の生き物実態調査です。区では、神田川の生き物実態調査を平成8年度から行っておりますが、平成11年度からは区民にも参加していただきまして、一緒に川に入って調査等をお願いしております。また、その後に、こうした参加していただいた方々の御意見をちょうだいいたしまして、今後の神田川のあり方等について参考にさせていただいております。神田川ではこれまで18種類の魚類を確認しております。

次をお願いします。

これは学校におけるビオトープ活動です。平成13年度からは区立の幼稚園や小学校の敷地の一角に、トンボ池などの小さなビオトープをその学校の児童の皆さんや先生と一緒に作りまして、学習に役立ててもらっています。このようなビオトープをつくる体験が、その後の生き物への興味や観察に結びついていくのではないかと考えています。今後、これらのビオトープのさらなる活用やあるいは補修をきめ細かく行っていくと、そういったことが課題ではないかと考えてございます。

次をお願いします。

新宿区では、子どもたちが身近な生き物と触れ合う機会をつくるという目的で、カブトムシの育成やあるいは区立の公園等への定着にも取り組み、保育園ですとか区立の公園の中でカブトムシを育成したことがございました。残念ながらカブトムシはその後、野に放しましたけれども、定着することはありませんでしたが、カブトムシを育てたり、あるいは育成したりした知識やノウハウを生かしまして、毎年区内のお子さん、親御さんを対象にカブトムシの講座等を開催してございます。

次をお願いいたします。

資料の2ページ、みどりの質を高めるで、施策、皆に親しまれる公園にするについて御説明いたします。ここでのアクションは、身近な広場の再生を皆で考えると公園をいろいろに利用するということです。身近な広場の再生では平成10年度以降、14カ所の公園において区民の皆様とワークショップや検討会を開催して、どのような公園にすればいいかといったよ

うな再整備を行ってまいりました。

次をお願いします。

公園をいろいろに利用するという事で、公園の利用をより一層公園をいろいろ活用していこうということを行っております。新宿中央公園など区立公園なんかにおきまして地域や団体の協力を得まして、さまざまや催し物やイベントを開催してまいりました。

次をお願いします。

この10年来、区立公園におきましても景気の低迷等により、ホームレスの滞留などの不正利用が多く見られるようになりました。区ではこうしたことへの対応に追われましたけれども、不正利用の巡回指導を強化することによって、状況を改善するよう努力をしてまいりました。公園につきましましては区のみどりの大きな一端を担っているばかりではなく、都会のオアシスとなるような一層の魅力の向上が求められていると考えています。そのためには、新たな公園整備も含めまして、改修工事やリフレッシュによるハード面と、利用者への管理といったソフト面の両方へのさらなる取り組みが必要であると考えております。

次をお願いします。

防災を考えた安心のみどりをつくる。ここでのアクションは安心のみどりづくりの指針をつくるということで、目標はみどりの持つ防災機能を生かし、みどりによる安心のまちづくりを進めるということです。

次をお願いします。

取り組みといたしまして、生け垣の新設に対して助成金を支給してまいりました。これによりまして平成8年から17年度までに、植樹帯も含めまして約100件、1.3キロの植樹帯等が生け垣等が新設されました。

安心のみどりづくりの手引書につきましましては、作成内容等につきましまして検討いたしました。そうしましたところ、防災的な植栽の事例や防災効果について、確証的なデータがちょっと少ないということが判明しました。また、こういったもののデータを使用するという事について、なかなか難しいということがわかりまして、私どもといたしましては安心のみどりづくりの手引書を作成する以前というか、それよりも生け垣設置の普及促進を図ることが先決であると判断いたしまして、手引書の方の作成は行いませんでした。

ただ、ブロック塀を生け垣にするだけでも地震や火災といった災害時の安全は高まります。一方で、区民は防犯対策やセットバックの必要に依然として若干抵抗感がありまして、生け垣化がなかなか進まない現状にあります。こうした現状を踏まえまして、まちづくりなどの

ほかの施策とも連携を図りまして、より一層生け垣等を普及促進させていきたいと考えております。

次をお願いします。

4 ページ、水とみどりをつなぐです。ここでのアクションは水と緑のネットワーク化の形成を図り、目標といたしまして公園、河川などの主な水とみどりをつなげることです。

お願いします。

新宿区を代表する水辺空間である神田川、妙正寺川では、川に沿って遊歩道等の整備を進めております。また、川の河床につきましても都と協力をいたしまして、改修工事等を進めております。

次をお願いします。

神田川ファンクラブについて御紹介いたします。神田川をより区民の方に身近に感じてもらうということで、啓発活動の一環といたしまして主に地域の方ですとか小学生を対象に年間6回から8回、神田川ファンクラブというものを開催し、活動を行っております。ここでは神田川に関するいろんな知識を得てもらったり、あるいは体験してもらったりということを行っております。

次をお願いします。

新宿りっぱな街路樹運動です。街路樹は都市のみどりの骨格を形成する大切なみどりです。17年度より緑量のある街路樹の整備ということに区といたしまして取り組んでおります。水と緑のネットワークは計画的に進めていく必要があるかと考えます。既に市街地化が進んだ新宿では、既にあるそうした既設の条件の中でネットワークを進めていかなければなりません。このような中で都道の拡幅工事ですとか、あるいは河川改修工事といった新たな事業やまちづくりに関連して、みどりのネットワーク化を図っていく必要があるかと考えております。

次をお願いします。

5 ページ、みどりを守るです。施策、地域の貴重なみどりを残す。アクションといたしまして、みどりの大切さを知らせる、保護樹木制度を見直す、ミチゲーション制度の制度化等が挙げられています。目標は地域の貴重なみどりが開発等によって失われないように、区と地域が協力し、努力していくことです。

次をお願いします。

みどりの保全といたしまして、保護樹木の指定に取り組んでまいりました。また、制度面

では助成金の支給に加えて、少しずつですが、剪定や樹木診断なども区が実施するようになっています。ミチゲーション制度につきましては、寄附金制度の導入を緑化計画書制度と連携して実施することを試みまして、審議会の方でもいろいろ御検討をお願いいたしましたけれども、まだ検討の途中でございます。

次をお願いします。

施策、生き物のすむ自然を守るです。ここでのアクションは、自然の残る場所の保全を進め、わくわく湧き水計画を推進するです。

お願いします。

わくわく湧き水計画というのは、おとめやま公園の湧き水を守っていくことを目的とした計画です。おとめやま公園の周辺に浸透ますの設置を誘導したり、あるいは周辺の道路を浸透性舗装にしまして、雨水が地下に浸透しやすいようにしております。

次をお願いします。

施策、みどりの資源をリサイクルするです。ここでのアクションは、グリーンバンク事業を実施する、落ち葉・剪定枝のリサイクルを進めるで、目標はみどりのリサイクルでございます。

グリーンバンクは、不要になった樹木を一時的に預かりまして、必要な方に無償で差し上げるという制度です。12年度以降、約1,300本の低木などを引き取り、約520本を区民の方々あるいは公共工事の緑化等に使用しました。落ち葉のリサイクルにつきましては、小学校や公園に落ち葉だめをつくりまして、堆肥づくり等を行っています。今後も不要となった樹木について、あるいは落ち葉等につきましてもサイクル、回転させることが大切で、この辺の仕組みづくりを充実させていきたいと考えております。

次をお願いします。

みどりを新たにふやすです。

お願いします。

公共のみどりをふやす。ここでのアクションは、公共施設の緑化の推進、公共遊休地の暫定利用、特色ある公園の整備、道路緑化マニュアルの作成などです。目標といたしまして、公共のみどりを充実させていくことを目標としております。

公共施設の緑化につきましては、平成15年度から小・中学校や庁舎等の壁面緑化などに取り組んでおります。これまでに学校28カ所、壁面緑化14カ所、河川の護岸緑化約300メートル等を行ってまいりました。特色ある公園整備といたしましては、ワンちゃん広場の整備や

花の名所づくりといったことを進めてまいりました。公共施設の緑化につきましては、新宿区のみどりにおきましては非常に重要な位置にあるかと思えます。今後も一層充実を図るとともに、新たな公共施設の用地等をふやしまして、積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。

次をお願いします。

施策、地域に応じて民間のみどりをふやす。ここでのアクションは、緑化計画書制度の基準を見直し、地域の人々が主体になってみどりをつくるということです。目標は民間のみどりをふやしていきたいと考えております。

緑化計画書制度につきましては、主な改定といたしまして平成13年7月に屋上緑化を義務化し、18年度から既存樹木等を残した際に優遇するといった算定基準を加えました。緑化計画書の実績につきましては、この10年で約10ヘクタール以上の緑地の創出を誘導してきましたが、お手元の資料の9ページに書かれているほかに、先日御送付いたしましたみどりの資料集の方に詳しく数字等を書いてございますので、御参考にしていただきたいと思います。

次をお願いします。

施策、屋上・壁面等のみどりにするです。ここでのアクションは、屋上・壁面緑化を普及促進し、啓発していき、目標といたしましては建築物緑化の推進です。

屋上緑化につきましては、本庁舎の屋上緑化見本園の新設や屋上緑化モニターあるいは屋上緑化講座などを毎年行っております。また、大規模な百貨店などの屋上緑化の工事に際しまして、区の方からもアドバイス等を行ってまいりました。屋上緑化につきましては確実に普及しておりますが、さらなる拡大をしていくためには区や都の支援や税制上の優遇措置が必要ではないかという意見が多く出てございます。

次をお願いいたします。

みどりの仕組みづくりです。施策といたしまして、区民、事業者、区のパートナーシップをつくるです。ここではグリーン人材の活動を支援し、みどりの会議を結成し連携を深め、パートナーシップのもとで緑化の仕組みをつくるということを目標としています。

お願いします。

こうした中で、みどりの協働といたしまして区民や団体など現在55団体ですけれども、花苗などの一部を支給しまして、地域の緑化に取り組んでいただいております。また、公園のサポーター、道のサポーターなどを募りまして、公園や道路の除草や清掃に参加していただいております。

次をお願いします。

新宿中央公園ではビオトープの会を結成いたしまして、区民と区が一体となりまして活動を行っております。こうした中で、地域の小学生等を稲作づくりや自然観察会に招きまして、一緒に活動を行っております。

次をお願いします。

施策、他の自治体と連携していくです。ここでのアクションは、隣接区や都との連携を強化することです。目標といたしましては協力をしていこうということでございます。

お願いします。

事例といたしまして、きょう御紹介いたしますのは都道の大久保通りという通りで、東京都が主体となりまして新しい樹木を新たに植えるということがございました。本来は都が主体となって行うところなんですけれども、区の方で都にちょっと働きかけまして地元の緑町会も入れて、地域の要望を取り入れたような形の街路樹整備ができないかということ働きかけました。その結果、都と区と地元で協議会を設けまして何度か検討を重ねまして、最終的に地元の要望を取り入れた樹種を植えるといったようなことを実施いたしました。ほかに他の自治体との連携は、情報交換などといった形で随時行っております。

次をお願いします。

施策、みどりを知り、体験するです。ここでのアクションは、緑化意識を高め、公園等で各種催しを開催するです。目標は区民参加の機会を区の方で用意いたしまして、区民のみどりに関する自主的な活動を誘導しようということです。

みどりに関する意識を高めるということで、区ではイベントの開催あるいはみどりの講座あるいは緑化相談、誕生記念樹の配布、こういったさまざまなことに取り組んでおります。今後はこうした啓発活動がどれだけ効果があったか、あるいはより多くの人にもっと参加してもらうように、そういった手法ですとかやり方をもっともっと検討していかなければならないと考えてございます。

事業につきましては以上です。

次をお願いします。

次は課題について御説明いたします。

課題につきましてはお手元の資料－５の方にまとめさせていただきました。

ここでは、みどり、民有地のみどりの保全、みどりの創出、公園、仕組みづくり、街路樹、水辺空間の大きく7つに分けまして、それぞれ課題を列挙してございます。課題につきまし

てはたくさんございまして、ここにあるものも非常に重いものから、あるいはちょっと努力が足りないような、そういったたぐいのものまで、同じ系列で皆列挙してございます。

課題についてもう少し御説明させていただきますと、私どもは課題を考えるときに、どうしてこうなるんだろう、あるいは問題の根本はどこにあるんだろうということで、新宿区におけるみどり行政の問題点を深くというか、長く議論することがよくございます。そうした中で、一つ新宿というまちの特性が明らかになってきます。例えば新宿は土地の価値が非常に高いというのが特色として挙げられるかと思えます。このことが区民の皆様の相続税や固定資産税の負担を大きくし、あるいは建築工事に際しましてもより高い収益、より高い利益率等を生まねばならない、こういったことが背景になってしまい、結果的にみどりが喪失されているということが推測されます。みどりを保全するという課題を解決するためには、こういった土地を含めた新宿の地域特性というものを考慮する必要があるかと考えております。次をお願いします。

それから、新宿の土地の約3分の1は商業地域です。建築基準法に基づきまして建ぺい率は100%、つまり敷地いっぱい建物を建てるのが法律上認められております。こうした中で新宿はさらに著しく都市化が進展していると思われます。都市という限られた空間の中で、今後、どのようなみどりを創出していけばいいのか、そのあたりの戦略ですとか手法というものが今求められているのではないかというふうに、私どもは考えております。

検証と課題につきましては以上です。

電気の方をお願いします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

以上、事務局より現行計画の検証と課題の抽出について説明がありましたが、ここで御質問や御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

**吉川委員** よろしいですか。

**熊谷会長** では、吉川委員、お願いいたします。

**吉川委員** 先ほどおとめやま公園ですか、お話がございまして、よくみどりの愛好家連中とおとめやまを見に行くのですが、あそこに先ほどお話がありましたように、沢といますか水が公園の中に流れております。幅にして1メートル弱ぐらいですか。そこへ行きますと、天気の良い日は小学生がかなり岸に沿って並んでサワガニですか、サワガニを釣っております。

これは大変水もきれいだし、だからサワガニが生息するし、また、ほかの魚も生息しているので、大変自然に接するいい場所だということで私どもは評価しておるのでございますが、

ただ、湧き水であそこの沢は流れているんじゃないかと思ひまして、湧き水がかれるようなことがあつては大変子どもたちにいい影響を与えませんので、自然に接する新宿区の中では数少ない貴重な場所だと思ひし、湧き水だと思ひますので、湧き水については手を加えているということですが、どういう方向でいつているのか、大丈夫なのか、あるいは水がれしてくる可能性があるのか、お聞きしたいと思ひます。

以上です。

**熊谷会長** 事務局、お願いいたします。

**道とみどりの課長** おとめやまの湧き水でございますけれども、新宿区内で数少ない貴重な湧水であるというふうに認識してございます。それで、私どもも常々おとめやまへ行って、水の状況を確認するんですけれども、やはり水が非常に細くなつてきているというのは事実でございます。そういった中で、どうしてもおとめやまは傾斜地の部分もございまして、その上流の方のやはり雨水が不足してきているのかなというような認識でございまして、私どもとしましては例えば道路を舗装する際は、極力透水性の舗装にするとかいうような対応はしてきているところでございます。また、この道路の透水性舗装については、今度とも拡大していきたいというふうに考えてございます。

ただ、そうはいいながらも、上の部分でどうしても宅地の開発が進んでマンション化が進んでくると。そういった場合について、どうしても雨水の地下浸透の量がやはり少なくなつてきているというのも事実でございまして、私どもは総合治水対策ということで、水害の防止という意味も含めてなんですけれども、ある一定の開発をする場合には、地下浸透もしくは地下の貯留というような指導をしてございます。おとめやまの周辺に関しては、特に湧水の保護ということも考えますと地下貯留ではなく、極力地下にしみ込ませていただく地下浸透というのを、やはり進めていく必要があるというふうに認識してございます。

なかなか地下貯留にするのか地下浸透にするのかということになりますと、やはり建築主の方の意向もありまして、非常に難しい部分もございまして、そういう部分については極力こちらの方からお話をして、そういう湧水を守っていく必要があるんだろうというふうに考えてございます。

また、おとめやまの周辺、これは今後の検討課題ということでございまして、財務省で持っております公務員宿舎が数多くございまして、そういった公務員宿舎が今後売却されるという情報もつかんでございまして、区議会の方からそうした公務員宿舎の跡地を何とか取得して公園にというような請願も議会でも受けまして、それについては全会派一致で請願の

採択をされてございます。まだ、現在、具体的にそこをどういうふうに区の方で取得していくかということまでは至ってございませんけれども、そういった部分、そういった全会派一致の請願採択ということも我々は真摯に受けとめまして、極力、そういった土地を確保して、なるべくそういった部分での雨水の地下浸透をして、湧水を守るために何か努めていきたいというふうには考えているところでございます。

**吉川委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ、秋山委員、よろしくお願いいたします。

**秋山委員** 去年はなかったんですけども、おとし螢を見に行っただけですけども、あそこもだんだんと水がないためにということで、よそからヤゴですか、ああいうのを持ってきてということで、かごでもって見せてくださっていたんですけども、それから一つの小屋みたいところで。ことしはどうなっているんでしょうかしら。だんだんと先細りで湧水の方の保護をしてくださっているようですけども、それはどうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども、皆さん、楽しみに行列して行っていますんですね。それはどうなっているんですか。ちょっとお伺いしたいんですが。

**熊谷会長** 事務局、よろしくお願いいたします。

**道とみどりの課長** 事務局でございます。

おとめやまの螢については、かつては新宿区が直営といいますか、職員がみずから螢の養殖・ふ化に取り組んだ時期もございます。ただ、なかなか実は私どもの職員がやっていたときは、余りうまくいかなかった部分がありまして、現在は地域の方が中心に地域の出張所もそれのお手伝いをさせていただいておりますけれども、地域の方がおとめやまの螢を守る会という会をつくられて、地域の方が中心になって螢の養殖といいますか、ふ化に御努力されてございます。それで、なかなかやはり螢の養殖は非常に難しい部分があったけれども、地域の方がかなりいろいろ専門的に知識のおありになる方がいらっやいまして、現在も私どもがやっていたころに比べまして、かなりの数があるところのいわゆるおとめやま産の螢というものの羽化もしているようでございます。

ただ、なかなかそのものだけで螢祭りということにはまだ至りませんので、よその螢を入手しているということがございますけれども、そういった中で、螢に関する地域の方のそういう熱意とか、そういうの高まりがございまして、これがだんだん広がっていけばなというふうには認識してございます。また、区の方では螢を今養殖する金網で囲ってある螢

舎があるんですけれども、そういった部分、地域の方の御要望を受けまして必要な部分については補修・改修をするということで、守る会の皆様と相談しながら区のやれる部分については、どんどんお手伝いしているということで、今、鋭意努力しているというところでございます。

**秋山委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかにいかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

**小林委員** 小林でございますけれども、ただいま、資料－４と５の説明をしていただきました。大変ありがとうございました。そこで、２点ほどちょっと発言をしたいと思います。まず、１点目は防災とみどりのことについて発言をします。２つ目は緑被率について、これはお願い等になるんですけれども、発言をしたいというように思います。

まず、第１点目の防災とそれからみどりについてなんですが、説明していただいた資料－４の３ページを拝見いたしますと、接道部分の助成等を中心ということがあるわけですが、これはどちらかというと個人の財産と、私有財産が中心だと思うんです。しかしながら、資料－５になりますと、公園の課題のところでは災害時の避難所の機能の強化と、こういうことがうたわれております。そこで、私は当然に接道関係の緑被ということも大事だと、こうに思うんですが、より以上に現在ある現状の公園について、もう少し積極的に取り組むべきではないかと、こうに考えます。それが１つです。

それから、２つ目の緑被率が減少というお話がありましたけれども、努力したにもかかわらずなかなか伸びないと、逆にマイナスになったというお話でした。そこで考えるのは、やはりこれは大事なことで必要だろうと、こうに思うんです。そして、これを進める上においては人とか金とか物が当然伴ってまいります。そこで考えるのは、この目的を達成するに反対する議員はいないと思うんです。できたら、やはり議会等に働きかけて積極的に推進すべきではないかというように考えております。

この２点について、お願い等を含めて発言をさせていただきました。

以上です。

**熊谷会長** 今の公園については御質問だと思うんですけれども、あと御意見について何か事務局の方から。

**道とみどりの課長** まず、公園の緑化ということにもっと力をということになろうかと思えます。公園については防災機能の確保ということも当然重要な課題となつてございますので、

それぞれ特に大きな公園なんかの場合、改修をする際にはその防災性、災害時の利用というのも想定をした上での改修というのを考えてございます。余り大きなあれではないですけども、例えば防災時に利用できるような避難所としての機能ということで、例えばベンチなどをかまどに使えるようなベンチにするとか、あと地下の水槽などということも考えてございます。

一番新しいといたしますか、これからやるという例で申し上げますと、新宿の中央公園でございませうけれども、新宿の中央公園はどうしても相当大勢の方の避難所として想定がされてございます。現在、防災という面でいいますと災害時、もし電力の供給が途絶えたときにも、公園の中の電気がつくようにということで、これは19年度、ちょっと調査設計をいたしまして、20年度の整備ということになりますけれども、街路灯については非常電源、いわゆる自家発電装置を備えた街路照明にしたいと。また、一部ではソーラーの活用も含めて、街路灯を直していきたいというようなことを考えてございます。

あと、一方で公園のみどりということでございますけれども、みどりについて当然充実させていく必要があるということは認識してございます。ただ、なかなか難しい部分がございます。今、公園の改修に当たって樹木の調査をしますと。逆に樹木がふえ過ぎている部分があったりして、樹木同士が干渉して本来、樹木が健全に育てばもっと1本が立派になるのに、隣の樹木の陰になっているというようなところもやはり幾つか見受けられます。そういった部分も含めて、私どもは公園の中で適正な高木の数というもの、やはり検討する必要があるというふうに思っております。場合によっては間引いたりする部分もございませうけれども、最終的にはいわゆる緑被率をアップさせるということで、大きな木陰をつくるというようなことを念頭に置いて、整備については当たっているところでございます。

もう1点目の緑被率の低下ということで、やはり人、金、物が必要だということでございます。私どもは実は議会の方からもこのみどりについて、緑被率のアップということについてはかなりいろいろな面で御要望をちょうだいしてございます。そういう中で、当然議会の方からも、そういったものにはもっと積極的に取り組むというようなお話をいただいておりますので、なかなかほかの事業との関係というのは当然あるわけでございますけれども、そういった中でも極力、そういった部分については配慮しながら予算編成、また事業計画というのを取り組んでいきたいというふうには思っております。

**熊谷会長** ほかにいかがでしょうか。

土屋委員、お願いいたします。

**土屋委員** すみません、提言といたしますか、ちょっと気になっているんですけども、送っていただいた資料の緑被率の部分で、千代田区の方がたしか20%を超えていると思うんですけども、実感としての例えばみどりがある区という感覚からすると、千代田区はちょっと違う印象があるんですね。

それが20%になっている原因というのが多分、皇居があるかないかという部分だと思うんですけども、きょうのお話や何かを聞いていても、緑被率、緑被率ということで、その比率の方がすごく出ていて、それをふやそうと。その結果、水平面積を拡大していくということで、その発想から例えば屋上緑化もやらなければいけない、それから公園も拡大していかなければいけない、それから例えば官庁の払い下げは買い取って、そのみどりは確保しなければいけないという部分があるんですが、でも、一般的に緑被率が上がっていった年に、まちを歩いていて体感するみどりがおおいか少ないかというのは、必ずしも比例していかないような気がするんですね。

だから、必要条件というか、確率的に緑被率を上げていけば、体感できる確率は上がっていくと思うんですが、必ずしもリニアに進行するものではないといったときに、緑被率の拡大というものがすごく言われている一方で、例えば接道の緑化であったり、あるいは私はちょっと言葉がわからないんですが、緑視率というんですか、例えばまちを歩いていてみどりが見えてくる比率という部分に対する対策が、どちらかというとかかり重視されていなくなってきたんじゃないか。例えば接道する部分の緑化の長さであったり、それから例えば取り組まれている生け垣とか、そういうものの長さであったり、そういうものはどちらかという数字目標から外れてこういうこともやっていますという、その他の部分になっているのがちょっと違うんじゃないかなと。

だから、緑被率を数字として目標として挙げるのと同じレベルで、例えば接道緑化であったり、そういう身近な緑化もすごくバランスをとっていかないと、逆にいうと水平面積だけの達成がイコール例えばこの審議会の達成になっちゃうような部分があるのはちょっと違うんじゃないかと。だから、バランスをとる意味で体感できるみどりについて、もうちょっと何か盛り込めていかないかなという部分を私は感じたものですから、ちょっと発言をさせていただきました。

**熊谷会長** ありがとうございます。

北村委員お願いいたします。

**北村委員** 今までの御発言に関連しますが、よろしいでしょうか。

**熊谷会長** では、御意見をいただいて、それから事務局からお答えいたしますので、どうぞ。

**北村委員** ごめんなさい、では、待ちます。

**熊谷会長** よろしいですか。

**北村委員** はい。

**熊谷会長** では、高橋委員、お願いいたします。

**高橋委員** 3回ぐらい前のときに議題になりかけて、そのまま消えてしまいましたけれども、一般的意味での街路樹を復活というか、ふやそうという御意見が目立つのに対して私は反対しました。それは無理やり新宿の街路の中に街路樹をつくってもうまく育たない、あるいは見ただ目の中で埋もれてしまうであろうと。それぐらいであれば、今の土屋委員がおっしゃったように緑視率の方で考えて、例えば窓の高さがあるいは低い形の植物を帯状に植えるとか、そういうような新しい考え方を検討してみたいかというのを申し上げたんですけれども、ちょっとそのまま消えておりますが、今のお話でやはりそういう考え方があってもいいのかなと思っております。

**熊谷会長** 事務局、お願いいたします。

**道とみどりの課長** 今、お二人の委員の方から御意見をちょうだいしましたけれども、私もそういう目で見えてわかる目に入るみどり、緑視率というのもやはり非常に重要な要素であるというふうに考えてございます。先ほど委員もおっしゃられましたように、緑被率だけということになりますと、建物の軒下の壁面のみどりなんかは航空写真からでは把握できませんし、例えばベランダの緑化というようなものも緑被率にはカウントされてございません。そういった数字には、緑被率という観点からいうと数量にはカウントされませんが、実際に人が歩いて例えば目の高さ1.5メートルぐらいから目に入るみどりというのも、やはり大変重要なものであるというふうには考えてございます。

今までのそういった計画の中では、その辺の目標数値というのがひとつ弱かったのかなと思ってございますので、今後、そういった御意見も踏まえて目で見えてわかるみどりの増加、ボリュームアップについてもやはり考えていきたいというふうにも思っているところでございます。

**熊谷会長** それでは、北村委員、お願いいたします。

**北村委員** 先ほどから、たびたび委員の方たちからの御発言があったんですが、下落合のおとめやま公園に関してなんですけれども、このおとめやま公園というのは下落合の二丁目と四丁目の中間にありまして、もともとがけ地の落合の名の由来にもなる非常に湧水の多い地域

であります。

たまたま私もそこに住んでおりますけれども、この1年ほどで2つほど事件がございまして、下落合の二丁目にはおとめやま公園に隣接した大きな土地に巨大なマンションがつけられました。住民から猛烈な反対があったんですが、結局、押し切られてつけられてしまった。四丁目では現在計画が進行中でありまして、ここも大きな本質的にはマンションというものが建てられるというふうになっております。両方ともがけ地の上でありまして、湧水が昔からあるということで知られておるところでありまして、特に二丁目は昔は沼地であったと。それから、四丁目の方は井戸でも掘ればすぐに水が出るというような土地であります。結局、私がここで指摘したいのは建築課の方が簡単に特例を設けて建築を許可してしまうと。

それに関して住民が怒って区長にアピールして、それからおとめやま公園に対する湧水の問題、そういう問題が取り上げられるようになるということなんですが、私の考えるのは、もしみどりというものをきちんと整備していくのであれば、建築許可を出す前に、もっとみどりの課の意見が強硬に反映されるべきだと。望むべきことを言えば、みどりの課のオーケーが出て初めて建築許可が出るということでない、自然の保護ということも美辞麗句に過ぎないんじゃないかというふうに思います。これを指摘しておきたいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

近藤委員、ご質問お願いいたします。

**近藤委員** この資料を全部見せていただいたんですけれども、みどりをふやすことはもちろん新宿区にとって大切なことは認識しているんですけれども、まず、みどりをふやすことを考える前にどうか考えるときに、防災の方と連携してどうか、それで最低限新宿区はどんどんマンションがうちの近所も建ちまして過密になってきますから、防災のときの空間が欲しいと思うんですね、新宿区は。それで、その空間をどういうふうに確保した上で、みどりをどういうふうに効果的にふやすかということと、だから、防災とみどりをやっぱり防災を抜きには考えられないから一緒に考えていく。そして、震災とかそういうときの空間を確保してほしいなと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。

この現行計画の検証と課題については、まだ御意見がおありと思いますが、実は次に基本計画をつくる理念とか、その進め方について御意見を賜ることになっております。今、北村委員あるいは近藤委員から本質的なまさに貴重な御意見をいただいておりますので、現行計画

を踏まえて次のみどりの基本計画の理念とか方針とか目標について、どんなふうに事務局の方で整理されているかを御説明をさせていただいて、それから課題についても含めて、御意見をいただいた方がいいかなというふうに判断いたしますので、ここで一回、次の議題の資料－６に基づいて御説明をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、みどりの基本計画の理念・方針・目標ということの改定についての御説明をさせていただきます。

お配りしました資料－６の方をごらんになっていただければと思います。

計画の理念・方針・目標については、みどりの基本計画を改定する中で非常に大切な意味を持っていると考えてございます。これは、これからの改定作業を進めている上で、常に意識して改定作業を進めていかなければいけない事項であるとともに、新たな施策ですとかアクションプログラムの策定におきましても、その理念や目標を実現するためのプログラムや施策でなければいけないということでございますので、大変重要だと考えているところでございます。この計画の理念・方針・目標、それぞれおのおのについて資料－６に沿いまして、先ほどと同様にパワーポイントを使いまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

**事務局** それでは、計画の理念について御説明いたします。

現行計画の理念は、「みどりとうるおいのある環境都市「新宿」の実現をめざす」です。現行計画の策定の際に理念を決めるに当たりまして、当時の審議会の委員の皆様から実は理念の決定に際しまして、たくさんの御意見をいただきました。「環境都市「新宿」をめざす」という言葉は割と早目に決まったんですけれども、そのキーワードをイメージしやすく、かつわかりやすく示すためには、どういう文言がいいだろうかということをお検討いただきました。その結果、「みどりとうるおいのある」という言葉をつけまして、「みどりとうるおいのある環境都市「新宿」の実現をめざす」とした経緯がございます。

今回の改定当たりまして、庁内では理念に関しましては本格的な議論にはまだ至っておりません。今回、本日の御意見を踏まえて、また改めて検討させていただきたいと思っておりますが、基本的にこの文言を継続してもよいのではないかという意見が中にごございます。その一方で、この機会に新たな基本計画あるいは都市マスタープランの策定を踏まえまして、新たな時代に反映したものにすることも一案ではないかということも御意見もござります。本日、この場では新たな御検討案をお示しいたしませんでしたが、委員の皆様からの御自由な御意見をいただきたいと思います。

計画の理念につきましては以上です。

次に、計画の方針について御説明いたします。

計画の理念を実現するために、4つの方針と3つのみどりの配置方針を現行計画では定めております。

4つの方針とは、みどりが減るのを抑える、みどりを可能なところにふやす、みどりの質を高める、そして、みどりを守り、はぐくむ仕組みをつくるです。この方針につきましても、まだ改定部会の方で本格的な議論はしておりませんが、この4つの方針につきましては、新宿区のみどり行政にとりまして普遍的なことであり、また永遠の課題でもあると考えています。このことから多少文言を変えるにしても、基本的にはこういった内容でいきたいという意見がございます。また、その一方でまた時代を反映して、これに新たに加えることもあってもいいのではないかという意見も中がございます。

次をお願いします。

計画の方針の中に、3つのみどりの配置方針がございます。3つのみどりの配置方針は、商業・業務地のみどり、それから住宅地のみどり、そして生き物をはぐくむためのみどり、生態回廊です。3つのみどりの配置方針に関しましては、実は先日、皆様のお手元の方にお送りさせていただきました基本計画・都市マスタープランの答申の方に、都市の構造という中で水とみどりについて触れてございます。

次をお願いします。

みどりの都市構造という中で、先日お送りいたしました答申の中、お手元の参考資料に1冊置いてございますけれども、そちらの24ページの方に都市の構造ということで3つ、「水とみどりの環」、それから「七つの都市の森」、それから「風のみち」をつくっていくということを明記してございます。

この3つにつきましては、基本計画・都市マスタープランの説明はこうなっております。

「水とみどりの環」、ちょっとこの図面でいいますと、この丸で覆われているところ、神田川、妙正寺川、それから外濠を丸でこういった形で覆っておりますけれども、図面でお示しますと、今、レーザーで当てたところになります。

「水とみどりの環」とは、新宿の外周に沿った神田川、妙正寺川、外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環」としまして、水に親しめる空間や自然を感じることでできる連続するみどりの骨格であると、これを形成していこうということをうたっております。

次に、「七つの都市の森」とは具体的に申しますと、新宿中央公園、それから都立戸山公

園の周辺、それから落合の斜面緑地、それから早稲田大学周辺、外濠周辺、それから明治神宮の外苑、そして新宿御苑、これら7つをまとめたみどりとして「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全と推進を進めていこうということをうたっております。

最後に、「風のみち」とは「水とみどりの環」と「七つの都市の森」を結ぶ幹線道路のうち、特に明治通り、この図でいいますとこれですね、明治通りとそれから新宿通りから中央通り、これになるんですけれども「風のみち」と位置づけまして、緑陰のある街路樹の整備促進や沿道の緑化を進めていこうということをうたっております。

みどりの基本計画の改定の理由の一つといたしまして、新宿区の基本計画、それから都市マスタープランを具現化することがあります。このような背景から、今申しました3つの事項をみどりの基本計画の改定に合わせまして、配置方針として反映させたらどうだろうかという意見がございます。

方針につきましては説明は以上になります。

続きまして、計画の目標について御説明いたします。

現行のみどりの基本計画の目標は、策定後10年間で緑被率を1%、すなわち策定当時の17.45%を18.45%に、公園を新たに2ヘクタール確保し、118.1ヘクタールにすることでした。まだ、10年が完全に過ぎたわけではないのですが、先日のみどりの実態調査の結果では、緑被率は0.41%減少しております。新たな目標を検討していただくに当たりまして、現行計画の目標と現実につきまして検証したものがお手元の資料-6の2ページの表です。

お願いします。

策定時には緑被率を区全体で1%向上させるために、公園、学校、公共施設、道路、住宅・事務所などの私有地の5つの施設ごとに、各施設ごとに緑被率の目標を設定しました。例えば公園ですと当時は114.68ヘクタールの敷地がありました。このときの公園の緑被面積は78.13ヘクタールで、緑被率は68.13%に相当しました。区全体で1%アップさせるためには、例えば公園としましては緑被率の目標を70%にする。新たに確保すべき緑被面積は80.27ヘクタールとしました。このようにおのこの施設のごとに目標を設定し、18.45%にしようというふうを考えまして、その結果を見ますと公園では敷地面積が2.26ヘクタールに、緑被面積は81.25ヘクタールにふえましたが、緑被率として見ますと69.48%で目標の70%には0.52%届かず、達成指数は99.26%になりました。

今、公園について御説明いたしましたけれども、このように各施設ごとに見ていきますと、学校・公共施設は緑被率21.26%及び24.27%となりまして、目標の20%を達成することがで

きました。一方、道路及び私有地では目標の11%及び15%に対しまして、8.05%及び13.26%という結果になり、目標の数値に届きませんでした。

区全体で見ますと、こうしたプラスマイナスを合わせて緑被率が17.04%、達成指数としましては92.36%という結果になりました。

次に、この結果について、こうした増減の理由を考察したものが資料-6の3ページになります。

公園につきましては、公園全体では緑被面積としまして約3ヘクタールの増加となりましたけれども、これは公園の面積の増加と樹冠の成長によるものであると考えております。

学校につきましては、緑被面積は3.7ヘクタール増加しました。この10年間で区立の小・中学校は48カ所から45カ所だと思いますけれども、減少しましたけれども、一方で既存樹木の樹冠が成長したことや、あるいは改修工事等があった際に緑化に取り組んで、新たに計画してふえたと考えております。また、平成15年度から区立の小・中学校の全箇所を対象に学校緑化等に取り組みまして、そういった事業の成果も寄与しているのではないかというふうに考えております。

公共施設につきましては、緑被面積が12.4ヘクタールの増加となりました。これは陸上自衛隊の市谷駐屯地ですとか、あるいは都営住宅といったような大規模な公共施設の緑被率が大きく上がったと考えております。これは樹冠の成長ですとか、新たな計画によって改修工事等によってふえたものと考えております。また、先ほどの学校と同じように公共施設の緑化というものに区の方で取り組みまして、保育園の芝生緑化ですとか、あるいは河川の護岸緑化を進めたことも、こうした結果に寄与しているものと考えております。

次に、道路につきましては緑被面積は約2ヘクタール減少しました。これは山手通り、明治通り、外苑東通りなどの主要な都道におきまして拡幅工事ですとか、あるいは地下鉄工事ですとか等によって、一時的に街路樹が撤去されたことによるものと考えております。

次に、住宅ですとか事業所等の私有地につきましては、全体で緑被面積は約22ヘクタール弱減少しました。原因の一つといたしまして新宿六丁目の日本テレビ跡地ですとか、大久保三丁目のJRの宿舎の跡地ですとか、そういった大規模な施設の開発予定地につきましては、これまで草地として算入していたものを今回から裸地として扱ったために、これまでとは違って切り捨てられてしまった、緑地として算入されなかった。これが原因の一つであることは間違いありません。しかし、そのほかにも住宅地の建築工事等によって、みどりが大きく失われたということも原因として挙げられます。

緑化計画書制度では新たな緑化の誘導というのが、この10年間で約10ヘクタールほどございます。これらがすべて樹木として地盤上に活着しているとすれば、現実に失われているみどりというものは、草地等も含めまして30ヘクタールくらいあるのではないかというふうに考えております。

次に、新たな目標数値の設定についての御検討の資料を資料－6の4ページにつくりました。今後、緑被率を新宿区として向上させるためには、どこで、どれだけの緑被をみどりを確保すればよいかというのを一例といたしまして作成しました。

案－1は緑被率を1%アップする案です。緑被面積といたしまして、約19ヘクタールを新たに確保する必要がございます。これは新宿中央公園2個分の面積にほぼ相当いたします。

次にお願います。

案－2は緑被率を約2%アップする試案です。これは緑被面積を約37ヘクタールふやす必要があります。この約37ヘクタールという数値は、新宿の区立公園170箇所の総面積約36ヘクタールに相当する数字です。

お願いします。

案－3は緑被率を約3%アップしようと、そうした場合の一例です。この場合、緑被面積といたしまして約55ヘクタールをふやさなければなりません。この55ヘクタールという数値は、ほぼ新宿御苑が59ヘクタールですので、新宿御苑1個分を新たにふやすという数値に匹敵いたします。

お手元に配りました資料－6につきました説明は以上なんですが、ちょっと事務局からおわびと訂正のお願いがございます。先日、委員の皆様の方に御意見、御要望をいただきたいということでお願いをいたしました。返答いただきました委員の皆様には、お礼を改めまして申し上げますとともに、お手元にお配りしました参考資料のみどりの推進審議会委員からのご意見・ご要望という中で、2枚目に私どもの方でミスがございますので、訂正の方をお願いしたいと思います。

北村幸夫委員からいただきました御意見の中で、(B)公園機能の整備というところの2行目なんですけれども、「高齢化社会のなかで健康保持のため散歩人口が増えていることは、歓迎すべき減少であるが」というこの「減少」という字が減るというふうになっておりまして、正しくはあらわすという現象の方です。北村委員には御迷惑をおかけしましたことをおわびしますとともに、委員の皆様には大変恐縮ですが、訂正のほどをお願いいたします。

北村委員 すみません、途中ですが、もう一つあります。

**事務局** すみません。申しわけありません。

**北村委員** 「減少」の真下に「敵地」というのがあります。別に私は戦争をしていませんので。

**事務局** すみません、これもあわせて。大変失礼いたしました。「敵地」という字を適切なということで、大変申しわけございませんでした。

説明の方は以上になります。

明かりの方をお願いします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

以上、事務局より計画の理念・方針・目標について御説明を申し上げましたが、御質問、御意見があったら、いただきたいと思います。

まだ御発言のない委員の方を優先させていただきたいと思いますので、できれば岸田委員、お願いいたします。

**岸田委員** 幾つかあるんですが、まず、きょう参考資料としていただきましたこれ、マスタープランとか基本構想ですか、これとの関係がちょっとよくわからないんですけれども、これがもう定まっていて、これに従ってこの枠の中で議論すればいいかどうかということ。これだけちょっと一言、教えてください。

**道とみどりの課長** 今回のこの資料についてですけれども、若干の文言の修正等々あるかと思えますけれども、基本的には基本構想、基本計画・マスタープランについてはこの内容で決まっておりますので、これに基づいてということをお願いをできればと考えてございます。

**岸田委員** わかりました。そうすると、先ほどのスライドでも出てきた都市構造図というのがございますよね。七つの森、それから環ですか、それを前提にするということなんですが、その内容についてはともかくも、先ほど北村委員の方からも御指摘があったような問題にまず関係して目標とその目標を達成するための計画の方針、計画の目標みたいなもの、ごめんなさい、方針と目標ですね、これにかかわることですが、まず、目標の中の指標になっている緑被率ですか、どうも聞いていると緑被率という数字と、それから最初の前提となる環境都市、これの関係がよくわからないし、全くと言っていいぐらい根拠がないですよね、関係性。今まで9年間、8年間、こういう数字を動かしてやってきて、減ったふえたと言って喜んでるんですが、どうも実感としての環境と結びつかないような気がいたします。

これについてのコメントはまた後で言いますが、まずそれが1つということと、それと仕組みが重要だというようなお話がございましたね。みどりの空間を維持し、あるいはつくり

出す、あるいは守るということで、それは非常に結構なことだと思うんですけども、どうも協力・連携するといっても住民、行政でも区あるいは民間の組織、企業、こういうものの中で話し合っ、いろいろ意識を高めて何かやろうというだけなんです、逆に言うと。

実はきょう、いろいろ具体的な例を見せていただきました。河川の例えば神田川の環境についてのスライドもあったし、いろいろ公園とまちの関係みたいなものもあったし、住宅と道の関係みたいなものがあったんだけど、やはり公共的なセクションとしては国とあるいは都あるいは隣接する区、そういうものとの協力関係とか話し合いとか何か協議の場、連携の場をつくる必要があるんじゃないでしょうか。具体的に言うと河川なんか例えば神田川、確かに周辺の住民がたくさんいるし、それからよくはんらんしたりして問題があるんだけど、あんなコンクリートの護岸で固めたようなところに愛着を持って、あるいはファンクラブをつくると言われても、一体、何を頼りにやっているのかと。何か非常に自虐的な感じがいたしましたね。やっぱり連携というのは広くやるべきだと思います。

それと、あと具体的なことにちょっと多少入るんですが、これは目標の中にも入っていますね、公園の質を高める、あるいは改良する、あるいは守る、あるいはふやす。これは非常に結構なことなんですけども、最初に申し上げた数字と環境の実態との関係に非常に関係があるんですけども、公園は巨大な例えばこの公園整備方針にあるような七つの大きな森、それから川沿いの輪っか、これは水とみどりですか、こういうような非常に壮大なスケールでのお話と同時にやはり身近で使える、見るだけじゃなくて使える、そういうグリーンの間を整備するというのは非常に重要なんですね。

驚くことにお配りいただいたこの資料の中の項に入っているんですけども、ここ7年、8年に間に寄贈された部分、土地とかというのは別にして、公園というのは純増が一切ないというんですね。やっぱり根本的な努力のバランス、目標のバランスが悪いと思いますよね。普通に暮らしている人が身近に使える、日常の中で使える、そういう場所を積極的につくっていく、公共企業体が自分の努力をしてつくっていくということが非常に重要だと思うんですね。そういう意味では、理念はあって大きな話の夢はあるけれども、実際に使えるものがない。結局はだから最初の話に戻るんですが、実感としての環境が余り改善されていないような印象に結びついているような気がいたしました。

**熊谷会長** よろしいですか。ありがとうございます。

御意見として承っておいて、また、御意見をいろいろほかの委員からもいただきたいと思っていますので。

輿水副会長、あれば。

**輿水副会長** 御指名ですので、では。基本構想、基本計画・都市マスタープラン、これを一体的にやろうというのは画期的なことなんですね。実は従来の自治体の計画では基本構想、基本計画というのは、それなりに夢を描くような形で作っておいて、その下に個別の計画がぶら下がってくる。都市計画もそうです、道路も河川も福祉も教育もというふうにぶら下がってくると、そういうスタイルだったわけですね。

言ってみれば、基本構想、基本計画というのは一つの悪く言うと絵にかいたもちのようになっていて、余り大事にされなかったということがあったわけですが、そういうことに対する反省とか、いろんな法律の改正もあったわけですが、区長がやはりそれではいけないということで、今回は基本構想、都市マスタープランというものに非常に密接に組み合わせ、実態的に推進していこうという形で打ち出したわけですね。

私はそれなりに成果があったと思いますし、ここに書かれている中身は非常に具体性もあっていいと思っているわけですが、たまたま、その中で公園とかみどりのことについて、かなり触れているわけですね。そこでは緑被率25%を目標にしようとか、そういうことが書いてあるわけですね。それから公園面積もふやしましょうということも書いているわけですね。これはもう実態とかけ離れてしまっているということは、今まで御指摘があったとおりのわけですね。

そういうことは別にしまして、今回、たまたま偶然かもしれませんが、みどりの基本計画の方を見直そうという時期にぴったり合ってきているわけですね。これは5年、10年で見直すという、そういう法律的に定められた見直しの時期に来るわけですが、それが今回の区の基本計画、基本構想・都市マスと偶然、時期的にぴったり一致するものですから、私は今回のみどりの基本計画の見直しは、相当真剣にしっかりやっておく必要があると思いますし、また、やっておけば実現性、実効性も高まるものになるに違いないというふうに思っています。

そういう意味で、きょうのお話でスケジュール案も示されましたし、きょうと次回で方針とか目標をここで一応認めて、その方針に基づいてやりましょうということになって、今までの御説明があったわけですが、私は緑被率の目標17%が現実だということをやっぱり、ここで改めて確認しなければいけないんじゃないかと思うんですね。今までのように25%という夢を振りまいたような計画はもうやめた方がいいと。もうこれしかできないんだと。ふやせないと、もしかしたら減るかもしれないということをやっぱり現実として認めな

ければいけないんじゃないか。

私は事務局が非常に苦渋の決断をされて、資料を出されたのは高く評価しています。余り夢を言ってもしょうがないと。目標を幾ら高く掲げても、無理だということに気がつかなければいけないだろうというふうに思うんですね。そういう減らす計画というのはもう出しにくいし、出せっこないんですけれども、やはり新宿区民はこのままではみどりが減っていくということを、現実のものとして受けとめなければいけないと私は思います。

中でも減るのは民有地です。そこなんですよ。みどりがもっと欲しいとか、議会で皆さんが全員一致でみどりをふやしましょうとおっしゃっても、現実には減っているんですね。そのギャップをきちっとやっぱり私は認識しなければいけなし、受けとめなければいけないだろうと思うんですね。それが今回のみどりの基本計画の大前提だと私は思います。減っているんだと。減っているんです。

そのこのところをどうやって解決していくかということなんですけれども、それからもう一つ先ほどいろいろ資料を見せていただいて、数字も細かく御説明いただきましたので、実態が見えてきたと思うんですけれども、例えば緑被率に関して公共施設と道路と、それから、そういうものについてはある程度少しずつふえている、道路は減っているんですけど、ごめんなさい、ありましたけれども、私は区のデータですから、公共施設の緑被率については国の施設と都の施設と区の施設とに分けて、きちっと数字を示していただきたい。

区の施設は自前でできる話です。都の国の施設については相手があることですから、いろいろこちらからお願いをして、何とかふやしてくださいよというふうに言うしかない。道路についても区道がどのくらいあるかわかりませんが、これは自前でできる。しかし、ほとんどが都道か国道なんですね、都道が多いと思います。これもやっぱりお願いするしかないし、都の方からそういうことを示してもらわなければ、区としてはなかなか実現できない。だから、道路に関しても国道と都道と区道を別々にデータを出していただいて、現実がこうなんだということを見据えて、では、どうしたらいいかということを考える。これがやっぱりみどりの基本計画のそれこそ基本だろうと思います。

それから、今、画面に出ていますみどりの環というのがありますが、石神井川、妙正寺川、それから外濠。そのこのところを輪で包みましょうということなんですけれども、これも相手があることですから、これを具体化するにはどういう話を持ちかけていって、どうすればいいのかということ、やっぱり区としての構想図なり、これを実行するにはどうしたらいいかという計画に踏み込んでいって、こういうふうにしたいたと。この絵を携え

ていって国や都と折衝しながら実現していくんだという、そういう現実味のあるものにしていかなければ、このみどりの基本計画というのは意味がないと思います。

この絵は都市マスでかいている絵ですから、この程度でいいと思うんですけども、今回つくるみどりの基本計画の中では、この環のところで東西の軸と縦の軸、それから風のみちですか、そのところはみどりの基本計画の中で、もう少しもっともっと踏み込んだ言い方にしなければいけないだろうというふうに思っています。

それから、最後にもう一つ、課題のところでこれも御担当の方が非常に苦しい胸のうちを明かされていると思います。新宿区は地価が高いのもうどうしようもないんですと。まさにそのとおりだと思うんですね。地価が高いから、土地を持っている方は何とかそこで収益を上げたいんだということです。そうしますと、みどり自身はお金を払ってくれませんから収益にならないと。だから、木を切らざるを得ないんだ。これが現実なんですね。

それは確かにそうなんですけれども、地価が高い、だから収益を上げなければいけない。収益事業としてはそうなんですけれども、新宿区の土地、これはやっぱり公的なものですし、新宿区の環境、これも公的なものですから、収益だけではなくてやっぱり公益ということを考えて、公の利益ですね。みどりはやっぱり公益性が高いものですね。これは環境であり景観であり、それから生活なんですね。だから、収益だけではありませんよ。やっぱり公益的なものも少しは考えてほしい、考えましょうよということを声を高く言わなければいけないだろうと思います。

民有地にそれを期待することは難しいですから、公益的な事業というんでしょうか、公益的な機能を高めるためには、やっぱり公共施設、公共空間なんですね。先ほど公共施設が緑被がふえたという御説明では、やっぱり国の施設だったんですね。区の施設で一体ふえたのか減ったのか。私が見ている限りでは、区の施設の緑被率は非常にみすぼらしいなという実際正直な感想を持っています。もっと何とかしたい。そういう意味では、地価が高いから云々というのは、厳しい言い方をすれば言いわけ、逃げ場をつくっているような感じもすらしなくてもない。むしろ公益性をどうやって訴えるかということです。

それから、最後に確かに新宿は高層、高密度が進んでいまして、これ以上、建ぺい率100%でもう余地がない。そのとおりかもしれません。では、立体的にする、あるいは地下を利用する、あるいは民有地の中でもあるいは土地の中でも非常にわずかなすき間があれば、そこを発掘していかにそこをどう活用していくかということも、もっともっと地べたをほうやり方で探していくことがやっぱり必要なんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、非常に地味な仕事になるんでしょうし、これからは夢を振りまく計画ではない。現実を見据えて、むしろこれを契機にゼロからスタートするぐらいの気持ちで、このみどりの基本計画はいろいろと、それこそ死に物狂いで血みどろになってふやしていくということに、やっぱり徹しなければいけない。もう夢を振りまく時代ではないというふうに私は思っています。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

**秋山委員** すみません。

**熊谷会長** どうぞ。

**秋山委員** 先ほどのみどりの基本計画の中の計画の方針の中なんですけれども、今、先生がおっしゃったようなお話を踏まえて、もう一つ防ぐという、「抑えます」だけのやわらかい文章も必要かもしれませんけれども、やはり地価が高いから仕方がないんじゃないじゃなくて、業者との話し合いのもとに多少ともにみどりをふやせる方針を抑える、文言を私は言えないんですけれども、その言い方の文章はわかりませんが、そこをひとつ入れていただきたいと思うんです。もし建築物で高いのが建つてしたら周辺のことを考えて、みどりをふやすことを何とかその中に、先ほど北村委員がおっしゃいましたように建築課の方でどんどん許可を与えてしまうのじゃなくて、区の方もその方を踏まえてやっていただきたいと先ほど北村委員もおっしゃっていましたけれども、そういうことが必要なのではないかと思うので、よろしくひとつ文言を入れていただけたらと思いますんですが、いかがでございましょうか、お願いいたします。

**大室委員** よろしいですか。

**熊谷会長** どうぞ。

**大室委員** 僕はそんな大げさなものじゃないんですが、実はついこの間、公園のリニューアルということでうちのまちの公園、ふだんは全く使われていない公園で、うちの方の町会の役員会でも、あんなところをリニューアルしたって、むだじゃないかなという話があったんですが、つい先週の日曜日、リニューアルができて行きましたら、立派になっておりまして、子どもたちも当時は400人ぐらい見えまして、今までは要するに区道から家があって奥に入るんで、暗くて中学生のたばこぐらい吸うような公園でしたんですが、おかげさまで早稲田大学の先生ですかねの皆さんも集まりまして、いろいろ子どもたちの意見も取り入れて立派になって、なかなか、この課もよくやっているんだなというだけ報告しておきます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

きょう御欠席の立花委員からも、特に御意見をファクスでいただいていますので、一応御紹介をしておきたいと思います。

まず、1点は公共用地の大胆な緑化あるいは雑木林などまとまった緑地の確保に向けて、教育委員会その他ばらばらの行政を改善する仕組みの工夫をできないかと、こういう御指摘が1つございます。それから、2番目として緑化再生は時間をかけて、本質的に質の高い多種生き物の生息できる環境を都心に維持すること。そのための時間をデザインする精神でみどりの基本計画を見直してほしいと。百年の計を考えられないでしょうかと、こういう御意見をいただいております。

多少、まだ時間がございますが、何かございますでしょうか。

では、挙手順に高橋委員からまず。

**高橋委員** 細かいことにまだこだわっているようですけれども、新宿の街路樹の場合に例えばイチョウのような立派な街路樹を植えようとする、私の友人の外国人たちが来て、日本のイチョウというのはみんな鉛筆を削ったようなものばかりだなど、こう言われてしまうんですね。

思い切って新宿区内の街路樹で、もちろん現在立派に生えているところは別として、そうでないところは新宿の花ですか、ツツジを植えて、しかもそれを箱状の帯状のものにしないで、トピアリーのように上に丸いボールのようなものをつっつけて乗せるとか、まちごとにコンペをして、小学生なり何なりに考えてもらったその頭文字をつけようか、あるいは動物の模様をつけようかというようなことをすれば、甘いかもしれませんけれども、まちコミその他に取り上げられて、それで一つの動きになるであろう。

今、やっぱりここでこれだけの方々が熱心に検討して、私はこれだけ読むのにやっぱり大変でしたから、これをつくる方々のことを思ったら言語を絶すると思うんですけれども、そうやっても、この部屋以外の人たちにどれだけの影響力を与えているかと。非常にもったいないと思うんですね。そのためにはやはり子どもたちかあるいは母親かいろんな方々が、新宿っておもしろいことをやるんだ、あるいは街路樹にああいうのがあるんだと。

それで、街路樹というのでもって申しわけなんですけど、前に話で日陰をつくろうといても、この道路でもって日陰をつくることよりは、街路樹というのは向こうへ横断しないために帯をつくるのであれば、はっきりそれらしいものにして、ただ、おもしろく上にボールが乗っかっているか何か、ツツジは幸いなことにしてできますから、そういうふうなことを考

えていただけたらいいんじゃないかと思います。

**熊谷会長** それでは、土屋委員、お願いします。

**土屋委員** 私は方針について1点だけなんですけれども、みどりを守り、はぐくむ仕組みをつくりますという部分で、先ほど保護樹林か何かが例えば指定解除になってしまうのも枯れてしまったりすると。それは例えば落葉樹の葉っぱか何かが邪魔だから切ってくれとか、あるいはそういう問題で切られてしまって消えてしまうと。仕組みだけ今までつくってきても、やっぱり減ってしまうと。新宿の人たちの中にみどりを守り、はぐくむ文化がないと。やっぱり仕組みだけつくってやっているから、どうしてもそれにのっとっていかなければいけないけれども、人の心が育っていないからだめなんだという意味でいうと、これはやっぱり仕組みと文化というふうにしたいなという気持ちは個人的にはあります。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

**小林委員** 小林でございます。端的に申し上げたいと思います。

資料-6を先ほど説明をいただきました。そして、その中を見ますと計画の方針というのがあります。計画の方針は4つの方針を示しているんですけれども、みどりをふやすという将来的なこと、それから、さらにみどりを守りという現在のことをここにうたわれているわけです。私はやはりふやすことに反対ではありません。しかしながら、その前に現状あるものをどう維持管理し、保全するかという優先順位をしっかりと考えていただきたい、こうに思います。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

いかがでしょうか、岸田委員、よろしいですか。では、よろしく願いいたします。

**岸田委員** 今のお話と多少関係あるんですが、現状の先ほど課題という形でいろいろ御説明があったんですが、新しい計画を目標をつくる時には、やっぱり現状の問題点のかなり重要な部分、ポイントをもうちょっと明確にさせていただいた方がいいのかなという気がするんですね。それは土屋委員の最初の発言と関係あるんですけども、緑被率という数字がひとり歩きしていて、何が目的になっているんだかよくわからない。要するに数字と目標の関係をということがよく結びつかないので、やっぱりそこをちょっと踏み込んで判断していただきたいと思うんですね。

それと、あとはその環境というものはどういうものでつくられているかというところ、つまり、最初の平成9年のものというのは結局、その数字が上がれば環境がよくなるという前提で考えられていたわけですね。だけれども、どうもやっぱり違う。先ほど見えるみどりのもの、あるいはちょっと私が申し上げた公園のというのはもっと立体的空間ですね。空間というのはやっぱり動き回った上で、しかもある場所にとどまって、それで味わうということ、享受するということをやっているわけだから、それはちょっと多少難しいんですけども、環境のクオリティーというのは一体何を取り出せば、一番理解しやすいかというところを少し踏み込んで判断していただきたいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。

どうぞ。

**阿部委員** 私は話が下手です。初めて提案します。私の意見の中に書いておきましたが、昨年12月に東京都より「新しい10年後の東京が変わる」という提言がありました。それを踏まえて「環境都市づくり戦略合同会議」というのが新しく発足したらしいですね。それらと連携を保っていけば、またおもしろい発想が出てくるかと思うのですが、それが1つ提案です。

それから、あとは私の提出資料の中に書いてありますが、「現在の現行計画の検証と検討課題」の項目に、具体的に細かいことを書きました。せっかく制度があるのに、その制度からはずれざるをえなくなってしまう場合、どうすればよいかという後のフォローがないような気がします。例えば保護樹木の場合ですね、枯れた樹の後継樹の問題とか、たしかに多くの思い入れのある木を皆さん枯らしていると思います。また、その樹をどう保護してあげる制度も必要ではないかと思います。

それから、あといろいろな「アクション」などについて、細かいことがいろいろ書かれています。例えば、“学校の芝生化”とか、これは先程、先生からお話がありましたように、教育委員会との関係が深く、面倒なこともあるのではないかと思います。これらも積極的に進めていくとか、そういう具体的なものがもうちょっと必要ではないだろうかということを提言しておきました。

私はこの2冊の資料を拝見して、本当に非常に勉強になりました。新宿区がこれだけ熱心にやっていることを初めて知り、敬意を表しています。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

大体予定をしている時間が参りましたので、もしまだ本日の段階で御意見で言い足りない

部分がありましたら、後ほど事務局の方へ申し出ただけならというふうに思います。

大変ありがとうございました。

緑被率か緑視率かという、そういう大変基本的な問題提起がございましたけれども、私は緑被率も大切だし、緑視率も大切なので、両方がある程度、どう維持し、できればふやすようなことを考えていただけたらいいかなというふうに思います。

それから、もう1点は都、国あるいは周辺の区あるいは地域の住民の方々、そういう方とのいわゆる協働とか相互理解とかあるいは協力が必要だというお話がありましたけれども、実はこれは最初のところのみどりとうるおいのある環境都市ですから、緑イコール環境というようなもう位置づけになっているので、私は都市の中の何か余った部分をみどりで埋めるという、そういう発想自体では無理かなというふうに思っております。ということはみどりの係だけでできる範囲をもう超えた問題を今、やっていると思いますので、ぜひ区の中に、みどりが主体的なイニシアチブをとっていろいろ基本計画を進めていける、実践できる、できれば区長直属の部局みたいなものができればいいんでしょうけれども、少なくとも区内での横の連絡を密にとって、その中でみどり行政が主体的にいろいろな発言なりリードできるような、そういう仕組みをぜひ考えていただけたら、きょう、委員の方々からいただいている御意見のかなりの部分に対応できるんじゃないか。

逆に言うと今の仕組み、区の中のみどりの課の役割ではちょっと負担が重いかなといいますか、せっかく努力していただいても、区の中でほかでつぶされちゃうような、そんなことがあると大変私としては不本意ですので、審議会としてその辺についてもぜひ提言をしていながら、この基本計画を進めていけたらなというふうにも思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

---

## ◎報告

**熊谷会長** 次に、ちょっと報告に移ります。

その前に、次回の6月の開催予定の19年度第1回みどりの推進審議会で、本日の計画の理念・方針・目標につきましては、さらに御検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

では、報告の方をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、報告でございます。このたび、私どもは本庁舎の壁面緑化を実施したということと、19年度から新宿花いっぱい運動というのを新たな施策として展開する

ことになりましたので、その内容につきましてちょっと映像を交えて、担当の職員から御説明をさせていただきます。

**事務局** 新宿区役所本庁舎の壁面緑化について御説明いたします。

この2月に新宿区役所の1階から3階までの柱と壁にメッシュ状の補助資材を設けまして、プランターを設置しまして高さ6メートルまで、テイカカズラですとかムベといったようなつる植物で覆うという工事を実施いたしました。先ほど土屋委員から目に見えるみどりの充実という御意見がございましたけれども、そうしたことも踏まえて、今後、こうした取り組みをさらに進めていきたいと思っております。

次をお願いいたします。

新宿花いっぱい運動、これは新宿のまちを花やみどりで飾って、まちを文化ですとか風ですとか、そういったものが体感できるようなまちにしていこうということで、来年度から街路灯等にこうしたハンギングバスケットを設置しまして、区民の皆様はその維持管理の一部をお願いいたしまして、やっといこうということを今計画してございます。これは新宿区役所の街路灯に昨年、ちょっと実験的に設置したときの映像でございます。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

---

### ◎連絡事項など

**熊谷会長** それでは、最後、その他、連絡事項に移らせていただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、次回の審議会の日程でございます。次回の平成19年度第1回のみどりの推進審議会につきましては、6月ごろの開催を予定してございます。委員の皆様方には改めて御通知をさせていただきますので、どうかよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

予定の時間を5分ほどオーバーしましたが、大変忌憚ない意見をいただきましてありがとうございました。

ここで最後に区民の方から、会長、副会長あてに新宿区のみどり行政や審議会に対する要望書をいただいております。この方は他の委員の皆様にもぜひ読んでいただきたいというふうに要望されておりますので、本日の審議会終了後にコピーを事務局から委員の方々にお渡

しすることといたしました。後ほどお読みいただけたらと思います。

---

◎閉会

熊谷会長 それでは、平成18年度第2回新宿区みどりの推進審議会をこれもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(拍手する者あり)

午後12時06分閉会